

方向性 3 高齢者、障害者を守る

～高齢者、障害者が安全・安心に暮らすことができる～

推進項目 7 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進

推進項目 8 高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応

方向性 3 高齢者、障害者を守る

～高齢者、障害者が安全・安心に暮らすことができる～

推進項目 7 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進

1 現状と課題

県下の刑法犯認知件数は減少傾向にあります。特殊詐欺の発生状況を見ると、平成27年中の被害者のうち8割弱を65歳以上の高齢者が占めるなど、高齢者が被害者となる割合は増加しています。

県警察が特殊詐欺被害者等を対象に実施しているアンケート調査の結果、65歳以上の被害者のうち、独居又は高齢夫婦のみの生活形態が75.0%を占めるほか、「自治会活動や老人クラブ等の社会参加活動をしていない」との回答が60.4%を占めています。トラブルに

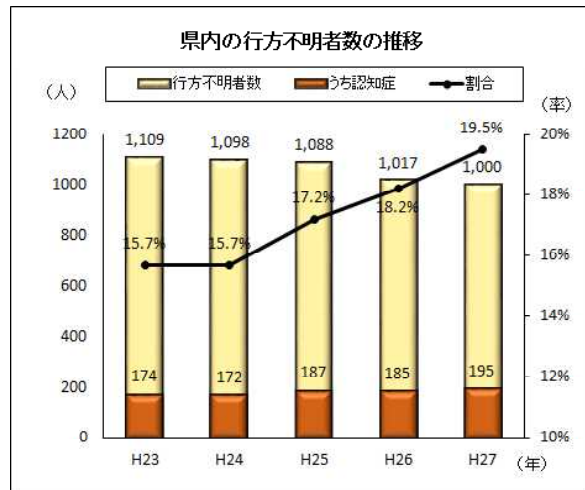
巻き込まれても身近に相談する人がいないほか、行政機関等による注意喚起も行き届きにくいことがうかがえ、犯罪者は、高齢者が抱える「孤立」・「金」・「健康」等のリスクにつけ込み、懐柔したり不安感をあおるなどの巧妙な手口が認められます。

少子高齢化や核家族化の進展は、高齢者の社会的孤立を招き、ひいては犯罪等の起きやすい環境を生むことから、地域コミュニティの再構築を図ることが喫緊の課題です。

地域防犯力の向上策として、「あいさつ・声かけ・鍵掛け運動『チャレンジ“絆”』」を推進しているほか、各市町村では、宅配事業者等と協力した見守りの取組が広がっています。更には、高齢化・過疎化が進む中、今後は、情報通信技術を用いた高齢者の生活支援が、行政サービスの強力なツールとして期待されています。

現在、65歳以上の高齢者の約4人に1人が認知症又はその予備群とされており、認知症の行方不明者は増加傾向にあります。平成27年1月に策定された「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）では、「認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進」という施策の方向性が示されており、その実現に向けて、地域での見守りネットワークの構築や認知症サポーターの養成等の取組を、関係機関等が連携して進めているところです。

一方、障害者の犯罪被害や消費者トラブル等は、障害特性等により、被害に遭っていることに気づきにくい場合や、自らが問題を抱え込み周囲に相談しない場合があることから、被害が顕在化しにくく、被害が拡大する傾向があります。ノーマライゼーションの考え方が広がり、地域における社会福祉的資源の整備が進む中、入所施設から地域で生活するという流れが大きくなり、これに犯罪者がつけ込むことが懸念されます。



2 課題を踏まえた基本方針

高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進

- ① 高齢者、障害者に対する直接の取組
- ② 地域福祉を担う人材や機関等を介しての取組
- ③ 地域コミュニティの再構築に向けた取組
- ④ 成年後見制度の普及促進
- ⑤ 認知症高齢者等の行方不明対策

3 施策の展開

(1) 高齢者、障害者に対する直接の取組

県では、高齢者、障害者を始めとする県民の安全・安心を確保し、より良い消費生活に資するため、消費者である県民からの商品、サービス又はそれに附随する取引に関する苦情・相談に適正かつ迅速に対応するとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止に向け、県民からの要望に応じ、移動講座・出前講座等を積極的に行っていきます。

県内消費生活相談窓口と地域とをつなぐパイプ役となり、情報提供や啓発活動を実践する「くらしの安全・安心サポーター」を養成するとともに、地域でのボランティア活動の一環として、サポーターによる高齢者や障害者への見守りを行うなど、消費者利益の擁護と増進に取り組みます。

地域の自治会長等との連携や、県警察と民生委員・児童委員との協働による高齢者世帯への訪問、住民運営の通いの場や老人クラブ等での防犯指導等、高齢者に直接に面接して注意喚起し、高齢者等の危機回避能力の向上に努めます。



高齢者世帯への訪問



くらしの安全・安心サポーターによる講座

【担当課：消費・生活安全課、地域包括ケア推進室、地域福祉課、障害福祉課、警察本部生活安全企画課、地域課】

(2) 地域福祉を担う人材や機関等を介しての取組

高齢者や障害者を始め誰もが共に支え合い、住み慣れた地域の中で安心して暮らせ

るような地域社会を構築する福祉の取組と連携して、地域の様々な見守り活動を広範かつ重層的に構築する取組を支援し、安全・安心の確保を図る必要があります。

地域において、高齢者、障害者等に対する必要な広報啓発が適切に行われるようにするため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉サービス事業者、福祉ボランティアなど、地域福祉を担う人材や機関に対する研修の実施、情報提供、その他必要な措置を講じ、支援が必要な人々にまで安全・安心の確保に資する情報が行き届くよう支援します。

県消費生活センターでは、「高齢消費者・障害消費者被害防止情報交換会」において、関係団体等に情報提供を行うとともに、関係団体等に対して毎月「見守り通信」をメール配信し、消費者トラブルの未然防止・拡大防止を図ります。

【担当課：地域福祉課、地域包括ケア推進室、長寿社会課、消費生活安全課、障害福祉課、警察本部生活安全企画課】

(3) 地域コミュニティの再構築に向けた取組

市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、配達業者、スーパー、コンビニエンスストア、銀行、老人クラブ、地域住民等と連携し、高齢者の見守り体制の構築を進めるとともに、地域コミュニティの再生を図るため、住民同士による「支え合い」活動を推進します。

県警察では、高齢者を始めとする地域住民が、相互にあいさつや声かけを励行することを通じて、地域の絆や連帯意識を深め、地域コミュニティの再構築を図り、ひいては地域防犯力を向上させる「あいさつ・声かけ・鍵掛け運動『チャレンジ“絆”』」の取組を推進します。

【担当課：地域包括ケア推進室、地域福祉課、警察本部生活安全企画課】

コラム

《民間事業者等との協定締結による見守りの推進》

商品や郵便物を配達するため高齢者宅を訪問する民間事業者や団体と、高齢者の安否を確認するための見守り協定の締結を進めている市町村もあります。配達員等が高齢者宅を訪れた際、「ポストに新聞、郵便物が溜まっている」、「応答がない」などの異変を察知した場合は、市町村担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会等に連絡し、職員が迅速に調査を行うなど、官民一体となった安全・安心なまちづくりを進めています。

(4) 成年後見制度の普及促進

認知症、知的障害者その他の精神上的の障害により、財産の管理や日常生活に支障がある人たちの権利擁護を推進するため、成年後見制度に関わる人材の育成、普及啓発、相談体制の充実、関係機関の連携促進、市町村支援等に取り組みます。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿社会課、地域福祉課、障害福祉課】

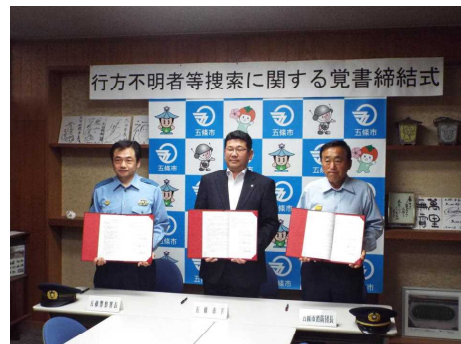
(5) 認知症高齢者等の行方不明対策

ア 早期発見・保護に向けた取組

認知症高齢者等が行方不明になった場合は、事件・事故に遭遇する可能性が極めて高いことから、県警察では必要に応じて地元自治体や消防団等の協力も求めて捜索活動を行っています。

増加傾向にある認知症行方不明者に的確に対応するため、県、警察、市町村、関係機関、事業所、地域住民等が連携を強化し、「徘徊見守りSOSネットワーク」の構築を推進するほか、県内市町村圏域を越えた広域での情報提供及び発見協力、一時保護の枠組みを検討します。

【担当課：地域包括ケア推進室、警察本部人身安全対策課】



警察署と自治体・消防との覚書締結

コラム

《徘徊見守りSOSネットワーク》

認知症の方が行方不明になった場合に、関係機関や協力者と情報を共有して早期発見につなげる取組です。市町村では、徘徊の可能性がある認知症高齢者の情報を事前に登録してもらい、警察や地域包括支援センター等の関係機関と共有するほか、行方不明になられた場合には、ネットワークに登録している事業者や市民にも情報をメールやFAXで一斉配信します。

また、早期発見を目的に、認知症高齢者を対象として、GPS端末の貸与や緊急時の連絡先等を記した専用キーホルダーの配布等を行っている市町村もあります。



衣服等に貼り付ける「見守りQRコードシール」

イ 認知症サポーターの養成と活動の支援

「認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人」で、認知症サポーター養成講座を修了された方が認知症サポーターです。

その活動としては、例えば、友人や家族にその知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努める、隣人又は商店・交通機関等まちで働く人としてできる範囲で認知症の方とその家族を手助けする、などがあります。

県では、市町村、地域包括支援センター、民間事業者等と連携して、認知症サポーターの養成とその活動支援に取り組み、認知症の方と家族にやさしい地域づくりを推進します。



【担当課：地域包括ケア推進室】

4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
消費者教育に係る啓発の実施 【3(1)】	消費生活に関する知識の普及や消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、消費者からの要望に応じ、地域の団体・学校・一般消費者のグループ等が開催する講座や講演会等に講師を派遣し、消費者問題についての学習の機会を設けるための移動講座・出前講座を実施するなど、消費者教育に係る啓発に努めます。	消費・生活安全課
消費生活相談への対応 【3(1)】	県民の安全・安心を確保し、より良い消費生活に資するため、消費者からの消費生活相談について、適正かつ迅速に対応します。また、消費者自らが解決困難な事案については、必要に応じて消費者と事業者の間に入り、あっせん等の対応を行います。	消費・生活安全課
「くらしの安全・安心サポーター」講座の実施 【3(1)】	消費生活センター等、消費生活相談窓口と地域をつなぐパイプ役となるサポーターを募集し、消費者問題に関する基礎知識と消費者啓発の手法を習得するための講座を開催します。受講後は、サポーターとして登録し、ボランティアとして活動してもらいます。	消費・生活安全課
小さな拠点づくり推進事業 【3(1)】	地域の課題解決のため、高齢者、障害者、児童等誰もが集い交流する場である小さな拠点づくりを行うモデル事業を新住民と旧住民が混在して居住する地区（王寺町みその地区）において実施します。また、小地域での地域福祉の推進を図るため、県・市町村・社協等が情報共有を行い、それぞれの地域に応じた施策のあり方や具体策について研究する奈良県域小地域福祉研究会を開催します。	地域福祉課
民生委員・児童委員活動の推進 【3(1)】	民生委員・児童委員による、サービスを適切に利用するための必要な情報提供、独居高齢者や障害者、子育て家庭の見守りや訪問、住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動を促進します。	地域福祉課
民生委員研修事業 【3(2)】	様々な研修会の機会等を通じて、民生委員・児童委員の資質向上を図ります。	地域福祉課
あいさつ・声かけ・鍵掛け運動「チャレンジ“絆”」の推進 【3(3)】	住民が挨拶や声かけを励行することで地域防犯力を高め、犯罪者が入り込みにくい地域を構築するため、あいさつ・声かけ・鍵掛け運動「チャレンジ“絆”」を推進しています。実施地区は、(公財)奈良県防犯協会の「のぼり旗」を主要箇所を設置するとともに、各戸の門扉等に「声かけ防犯シート」を掲示して、犯罪の抑止効果を高めています。	警察本部生活安全企画課
成年後見制度推進事業 【3(4)】	市町村や社会福祉協議会の職員等を対象とした、成年後見制度に関する相談窓口の設置、市町村長申立てや法人後見に関する研修等を開催します。	地域包括ケア推進室
認知症の人と家族にやさしい地域づくり推進事業 【3(5)イ】	認知症対応ネットワーク会議の開催、認知症サポーター養成講座の講師養成、認知症サポーター養成の推進を図ります。	地域包括ケア推進室

5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民生児童委員協議会は、警察と協働した高齢者世帯への訪問やワンポイントアドバイスをお願いします。 商品や郵便物の配達等、高齢者宅を訪問する民間事業者や団体と、高齢者の安否を確認するための見守り協定を締結するなどして、官民一体となった高齢者の見守り体制の構築に努めてください。 成年後見制度の周知と一層の利用促進に努めてください。 県、警察、関係機関、事業所、地域住民等と連携し、「徘徊見守りSOSネットワーク」の構築に努めてください。 県、民間事業者等と連携して、認知症サポーターの養成及びその活動支援に努めて下さい。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 商品や郵便物の配達等、高齢者宅を訪問する民間事業者や団体においては、市町村と高齢者の安否を確認するための見守り協定を締結するなど、官民一体となった高齢者の見守り体制の構築への協力をお願いします。 県、市町村、関係機関、地域住民等との連携による、「徘徊見守りSOSネットワーク」への理解と積極的な参加をお願いします。 県、市町村と連携して、認知症サポーターの養成及びその活動支援への協力をお願いします。
県民	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座を受講するなどして、認知症への正しい理解を深め、認知症の人とその家族を温かく見守るなどの支援をお願いします。 「徘徊SOSネットワーク」への積極的な参加をお願いします。

6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
消費者啓発のための出前講座等の開催回数	84回 (H27年度)	90回 (H31年度)	消費・生活安全課 (消費生活センター)
管内自治会長宅への訪問率 (巡回連絡の実施)	95.5% (H27年)	100% (H33年)	警察本部地域課
民生委員・児童委員に対する 講習実施市町村数	10市町村/年 (H28年)	39市町村/年 (H33年)	警察本部生活安全企画課、 人身安全対策課
高齢者の見守り活動実施市 町村数	37市町村 (H28年度)	39市町村 (H33年度)	地域包括ケア推進室
県内世帯に占める、あいさつ・ 声かけ・鍵掛け運動「チャレンジ “絆”」運動の実施世帯率	24.3% (H27年12月末)	30.0% (H33年12月末)	警察本部生活安全企画課
成年後見制度利用申立件数	388件/年 (H27年)	458件/年 (H33年)	地域包括ケア推進室
徘徊見守りSOSネットワ	9市町村	39市町村	地域包括ケア推進

一ク構築市町村数	(H27年度)	(H33年度)	室、警察本部人身安全対策課
認知症サポーター養成講座の修了者数	累計59,856人 (H27年度)	累計80,000人 (H33年度)	地域包括ケア推進室

7 関係する他計画等

- ・ 奈良県消費者教育推進計画
- ・ 奈良県地域福祉計画
- ・ 奈良県高齢者福祉計画及び第6期奈良県介護保険事業支援計画
- ・ 奈良県障害者計画

方向性 3 高齢者、障害者を守る

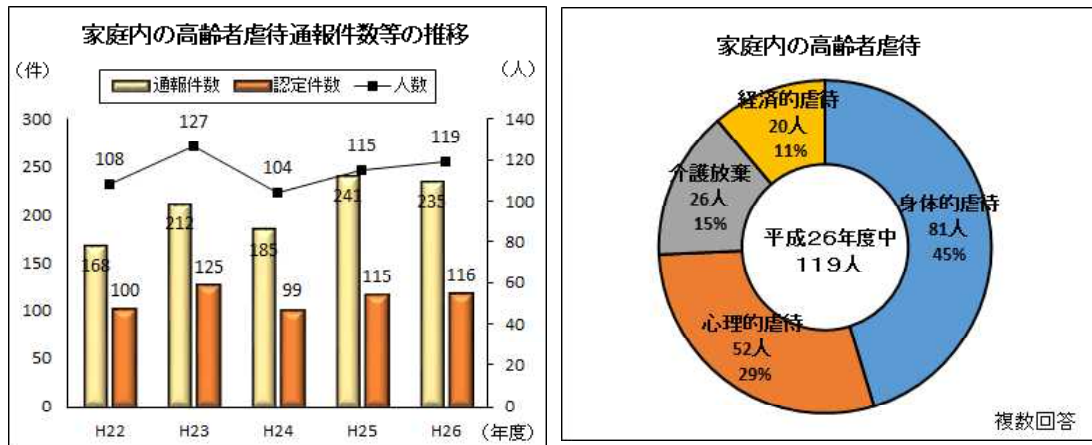
～高齢者、障害者が安全・安心に暮らすことができる～

推進項目 8 高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応

1 現状と課題

我が国は、超高齢社会を迎えており、これに伴って高齢者に対する身体的、心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が表面化し、社会的な問題となっています。このような中、高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」といいます。）が、平成18年4月1日に施行されました。

平成26年度中、県内の家庭内における高齢者虐待は116件、119人であり、被害者の8割近くが女性、4割近くが認知症でした。養護者による虐待は、虐待をしているという自覚がなく、気付かずに虐待をしている場合が多いほか、介護「する側」と「される側」のみが同居する密室介護も、発生要因の一つに挙げられます。また、虐待する側も、これまでの人間関係や経済的な困窮、相談する人が身近にいないなど、様々な問題や事情を抱えており、養護者に対する支援が必要です。



一方、障害者虐待については、長らく法整備が課題でしたが、障害者に対するあらゆる虐待を包括的に防止することを目的とした、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が平成24年10月1日に施行されました。本法は、高齢者虐待防止法に準ずる規定となっていますが、虐待の予防・対応システムとして、都道府県・市町村の部局又は施設に「都道府県障害者権利擁護センター」、「市町村障害者虐待防止センター」としての機能を果たすことが規定されています。

認知症高齢者や障害者等、判断能力が不十分な本人に代わって財産管理等を行う成年後見制度は、養護者・親族等から財産を不当に処分等される「経済的虐待」を防止するための有効な手段の一つであり、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、同制度の周知と一層の利用促進が求められています。

高齢者、障害者虐待は、私たちの身近で起きる権利侵害であり、虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者、障害者が尊厳を保持しながら安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、権利擁護を理念とする切れ目のない支援が必要です。

2 課題を踏まえた基本方針

高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応

- ①虐待の未然防止
- ②虐待の早期発見・早期対応
- ③養護者の支援
- ④関係機関の連携・協力による支援体制の構築

3 施策の展開

(1) 虐待の未然防止

ア 正しい理解の普及啓発

虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待を未然に防止することが最も重要です。パンフレットの作成やホームページによる啓発、研修会の開催等により、地域住民を始めとしたあらゆる関係者に対し、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の趣旨を周知し、どのような行為が虐待にあたるか、なぜ虐待は起こるのか、どのようにすれば虐待が防げるのかなど基本的知識の普及と虐待防止に向けた意識の向上を図ります。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿社会課、障害福祉課】

イ 権利擁護ネットワーク形成の支援

高齢者や障害者の虐待防止について、市町村における取組事例の情報交換、具体的な対応の報告・困難事例の検討会を実施し、各市町村で蓄積されたノウハウを共有化し、県下全体の対応力向上を支援します。

【担当課：地域包括ケア推進室、地域福祉課、障害福祉課】

ウ 成年後見制度の普及促進

認知症、知的障害者その他の精神上的の障害により、財産の管理や日常生活に支障がある人たちの権利擁護を推進するため、成年後見制度に関わる人材の育成、普及・啓発、相談体制の充実、関係機関の連携促進、市町村支援等に取り組みます。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿社会課、地域福祉課、障害福祉課】

(2) 虐待の早期発見・早期対応

ア 通報義務等の啓発

高齢者虐待や障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期発見し、高齢者、障害者及び養護者等への支援を早期に開始することが重要です。高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の趣旨に基づき、一般県民を始め、介護従事者、医療従事者、弁護士等、その職務上、高齢者や障害者と接する機会が多く虐待を発見しやすい立場にある関係者に対し、虐待の早期発見に努め、発見した場合には市町村への通報義務があることを周知します。

県警察では、警察安全相談を始めとする各種警察活動に際し、高齢者や障害者に対する虐待を認知した場合は、原則として認知した全ての事案を速やかに市町村に

通報するなど、高齢者虐待事案への適切な対応を図ります。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿社会課、地域福祉課、障害福祉課、警察本部人身安全対策課】

イ 立入調査

市町村が受ける虐待通報の中には、高齢者や障害者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下では、虐待を受けている高齢者や障害者を適切に保護する必要があります。このような場合、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法において、市町村長は、高齢者・障害者の居所又は住所への立入に際し、必要があると認めるときに警察署長の援助を求めることができます。市町村と警察による立入調査等の連携が円滑に行われるためには、日頃の関係づくりが重要であり、市町村と管轄警察署が具体的な事例の共有を図ります。



高齢者・障害者虐待立入調査研修会

【担当課：地域包括ケア推進室、障害福祉課、警察本部人身安全対策課】

(3) 養護者の支援

ア 高齢者の養護者への支援

市町村では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉など様々な面から、高齢者やその家族、地域住民等を包括的に支援するための総合相談窓口として、地域包括支援センターを設置しています。

同センターでは、虐待の防止や早期発見等の権利擁護業務に取り組み、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職が連携して、高齢者とその家族を支援しています。

県では、職員研修、地域ケア会議開催支援、関係者間のネットワーク構築支援等を行い、地域包括支援センターの機能強化を図っています。また、総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知、市町村と連携した高齢者虐待や認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を通じて、養護者への支援に取り組んでいます。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿社会課、地域福祉課】

イ 障害者の養護者への支援

障害者の権利擁護についての啓発を行い、障害者やその家族等が孤立することのないよう地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進するなど、養護者の負担軽減を図ります。また、身近な地域で気軽に相談できるよう、相談支援事業者の機能強化・連携強化の支援を行ったり、障害者相談員の役割や活動内容について周知を図ります。さらに、高度な相談内容にも対応するため、専門的な窓口の運営・機能の充実に取り組んでいます。

【担当課：障害福祉課】

(4) 関係機関の連携・協力による支援体制の構築

虐待の発生要因は、養護者の「介護疲れやストレス」、「性格や精神不安定」、「障害や疾病」、「介護知識や認知症又は障害の特性の理解不足」、「経済的問題」等複数の要因が複雑に影響している場合が多く、支援にあたっては高齢者や障害者、養護者の生活を支援するための様々な制度の知識や活用が必要となります。

そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携をとりながら高齢者や障害者、養護者が孤立しないよう支援できる体制を構築します。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿社会課、地域福祉課、障害福祉課】

4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
障害者権利擁護支援事業 【3(1)ア、イ、(2)ア、イ、(3)イ、(4)】	障害者虐待防止・権利擁護研修を開催（公開講座を設け、一般に広く周知、啓発）します。 奈良県障害者権利擁護センターを設置し、障害者虐待防止、早期発見及び虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援、市町村への助言等を行います。	障害福祉課
【再掲】成年後見制度推進事業 【3(1)ウ】	市町村や社会福祉協議会の職員等を対象とした、成年後見制度に関する相談窓口の設置、市町村長申立てや法人後見に関する研修等を開催します。	地域包括ケア推進室
高齢者虐待防止支援事業 【3②ア、イ、③ア、④】	虐待対応にあたる市町村及び地域包括支援センター職員、養介護施設従事者等を対象とした研修を実施します。	地域包括ケア推進室
地域包括支援センター機能強化事業 【3(3)ア】	高齢者の暮らしを支えるための総合相談窓口として、市町村が設置する地域包括支援センターの機能強化を図るため、職員研修、地域ケア会議開催支援、関係者間のネットワーク構築支援等を実施します。	地域包括ケア推進室
【再掲】認知症のひと家族にやさしい地域づくり推進事業 【3(4)】	認知症対応ネットワーク会議の開催、認知症サポーター養成講座の講師養成、認知症サポーター養成の推進を図ります。	地域包括ケア推進室

5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における高齢者や障害者の虐待防止に関する取組事例の情報交換、具体的な対応の報告・困難事例の検討会を実施し、各市町村で蓄積されたノウハウの共有に努めてください。 成年後見制度の周知と一層の利用促進に努めてください。 県民を始め、介護従事者、医療従事者、弁護士等、その職務上、高齢者や障害者と接する機会が多く虐待を発見しやすい立場にある関係者に対し、虐待の早期発見に努め、発見した場合には市町村への通報義務等があることを周知してください。 市町村と警察による立入調査等の連携が円滑に行われるよう、日頃から、管轄警察署との具体的事例の共有をお願いします。 高齢者や障害者、養護者の生活に対する支援の各段階において、関係機関と連携をとりながら、高齢者や障害者、養護者が孤立しないような支援体制の構築に努めてください。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 介護従事者、医療従事者、弁護士等、その職務上、高齢者や障害者と接する機会が多く虐待を発見しやすい立場にある事業者においては、虐待の早期発見に努

	め、発見した場合は市町村又は地域包括支援センターへ通報してください。
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の趣旨を理解し、どのような行為が虐待にあたるか、なぜ虐待は起こるのか、どのようにすれば虐待が防げるのかなど基本的知識と虐待防止に向けた意識の向上に努めてください。 ・ 高齢者や障害者の虐待を発見した場合は、市町村又は地域包括支援センターへ通報してください。

6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
障害者虐待防止・権利擁護研修の修了者数	1, 242人 (H27年度)	2, 761人 (H31年度)	障害福祉課
市町村・地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待防止研修受講者数	累計859人 (H27年度)	累計1, 009人 (H33年度)	地域包括ケア推進室
【再掲】管内自治会長宅への訪問率(巡回連絡の実施)	95.5% (H27年)	100% (H33年)	警察本部地域課
【再掲】民生委員・児童委員に対する講習実施市町村数	10市町村/年 (H28年)	39市町村/年 (H33年)	警察本部生活安全企画課、人身安全対策課
予防し得たにも関わらず、相談を受理した高齢者虐待事案からエスカレートして発生した殺人事件の件数	0件 (H27年)	0件 (H33年末まで)	警察本部人身安全対策課
【再掲】成年後見制度利用申立件数	388件/年 (H27年)	458件/年 (H33年)	地域包括ケア推進室
地域包括支援センター職員研修受講者数	累計866人 (H27年度)	累計1, 016人 (H33年度)	地域包括ケア推進室
【再掲】認知症サポーター養成講座の修了者数	累計59, 856人 (H27年度)	累計80, 000人 (H33年度)	地域包括ケア推進室
地域ケア会議開催市町村数	36市町村 (H27年度)	39市町村 (H33年度)	地域包括ケア推進室

7 関係する他計画等

- ・ 奈良県消費者教育推進計画
- ・ 奈良県地域福祉計画
- ・ 奈良県高齢者福祉計画及び第6期奈良県介護保険事業支援計画
- ・ 奈良県障害者計画